自転車ヘルメットの購入費を補助します!

令和5年4月から改正道路交通法が施行され、すべての自転車利用者にヘルメット着用が 努力義務となりました。もしもの事故に備えて、自転車に乗る時は大人も子供も頭部を保護 するヘルメットを着用しましょう。

≪申込期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日まで≫

※申込上限に達した場合、年度の途中でも受付を終了しますので、ご注意ください。 申込状況は、市のホームページでお知らせします。

対象者

市内に住所登録がある方 市税の滞納がない方

申請者

ヘルメットを使用する本人のみ ただし、対象者が未成年の場合は保護者が申請者と なります

補助の条件

市のホームページ等で交通安全の学習をした方

補助金額

1人1回限り・2,000円(※購入金額が2,000円未満の場合は購入金額)

補助の対象となるヘルメット

新品のもので、<u>安全基準</u>を満たしているもの (※<u>令和4年12月23日</u>~令和6年3月31日に購入 対象期間を拡大しました)

申請に必要なもの

- ・ヘルメットの領収証等
- ・交付申請書(第1号様式)
- ・請求書(第4号様式)
- ・本人確認書類の写し
- ・振込先口座情報の写し
- ※申請書等は市のホームページからダウンロード するか、交通事業課窓口で配布しています
- ※領収書等を紛失した場合は、交通事業課へお問い 合わせください。

申請の流れ

1 学習

市のホームページへアクセスし、自転車 の交通ルール・マナーを学びます (右の QR コードから市のホームページ にアクセスできます)





2 購入

自転車ヘルメット販売店でヘルメットを購入します ※SG マーク等の安全基準を満たしたものが 補助対象です。



3 申請

必要書類をそろえて、いずれかの方法で交通事業課へ 申請してください

窓口・郵送・オンライン申請(マイナンバーカードをお持ちの方のみ)



市で申請内容の審査を行い、不備がなければ指定口座に 補助金が振り込まれます

【問い合わせ先】

八王子市交通事業課 交通安全教育担当

住所 八王子市元本郷町三丁目 24-1

電話 042-620-7410 (直通) FAX 042-626-3137

★詳細は「八王子市 ヘルメット 補助金」で検索するか、右のQR コードからご確認ください。

